

## 有限責任中間法人日本造血細胞移植学会在り方委員会規約

### 第1条

本委員会は、学会の在り方を検討するために設置された委員会であり、理事会に改善策や新規提案を行う。

### 第2条

本委員会の委員は、有限責任中間法人日本造血細胞移植学会前会長、現会長、次期会長の役職委員の他、若干名の評議員から構成される。役職委員の任期は1年とする。選任委員の任期は2年で、再任を妨げない。ただし、引き続き2期までとする。

### 第3条

本委員会の委員長は、理事が担当し、委員長および委員は理事会で選任し、社員総会で承認を得る。委員の改選は半数ずつ行う。

### 第4条

本委員会の規約は本委員会により変更することができるが、理事会及び社員総会の承認を要する。

付則（任意団体から通算）

平成15年12月20日施行

平成16年12月17日改定

平成19年 2月15日改定